

水道料金について



令和8年7月7日 第5回上下水道経営等審議会 資料

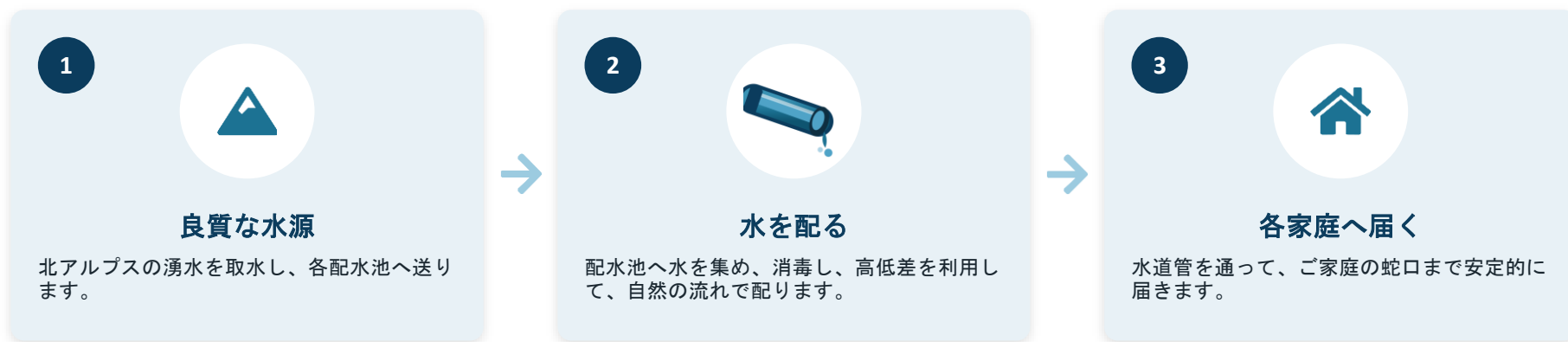
大町市上下水道課

はじめに

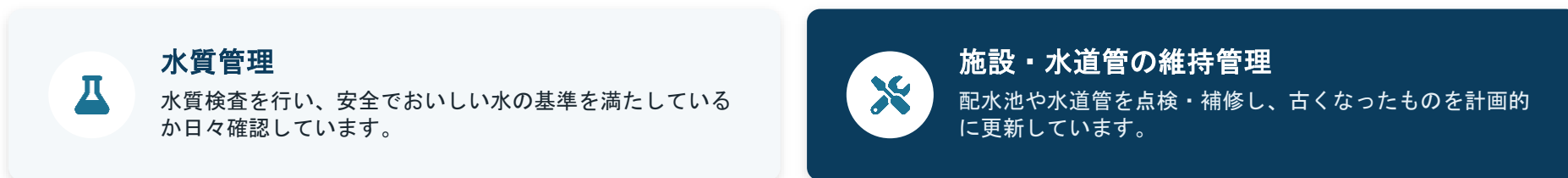
大町市の水道のしくみ

1

大町市は、北アルプスの良質な湧水を水源とし、配水池から自然流下により各家庭へおいしい水をお届けしています。



安全・安心な水を届けるために



水道料金を見直す6つのステップ



算定の根拠：日本水道協会が発行する「**水道料金算定要領**」にもとづき、料金の算定方法や考え方を整理しています。



STEP 1

財政計画の確認

水道ビジョンの計画や推計値を整理し、前提条件を確認します。



STEP 2

算定期間の設定

料金を計算する期間を決めます（3～5年間）。



STEP 3

改定の必要性確認

今後の収入と支出を見積もり、改定が必要かを判断します。



STEP 4

必要な費用の算定

料金で集めるべき費用を計算します。



STEP 5

収支過不足の確認

必要な費用と料金収入を比べ、過不足を確認します。



STEP 6

料金の方向性

必要な改定率を求め、料金の方向性を決めます。

令和7年度決算の損益（経営成績）



給水収益（水を売った収入）だけでは、維持管理の費用をまかなえていない状況です。

（単位：千円）

収益	費用
給水収益 388,278	維持管理費 426,799 施設維持費用・ 減価償却費ほか
長期前受金戻入 63,093	その他費用 10,652
原水供給収益 33,724	当期純利益 93,194
その他収益 45,550	

- 令和7年度は、令和6年度同様給水収益のみでは、維持管理費用を賄(まかな)えていない状況。
- 当期純利益は、93,194千円となり、利益は出ている状況。

「利益は出ているのに、なぜ改定？」

決算では利益が出ています。それでも料金改定の検討が必要な理由を、順を追ってご説明します。



1 本業（水を売る収入）だけでは赤字

給水収益388百万円に対し、維持管理費は426百万円。水道料金収入だけでは、維持管理費を賄えていません。



2 利益は会計上の収入に支えられている

当期純利益93百万円は、「長期前受金戻入」など現金を伴わない会計上の収益に支えられたものです。



3 将来の更新財源が確保できない

今後、老朽化した施設や水道管の更新が必要ですが、規模の大きい施設更新に必要な資金を十分に確保できる状況ではありません。

水道ビジョンに基づく今後の施設整備計画（別紙年度別事業計画参照）

安全な水を届け続けるため、令和9年度以降、次のような施設整備を計画的に進めます。



施設の耐震化

三日町配水池（容量1,900m³）の耐震化



非常時の水量確保

三日町配水池に緊急遮断弁を設置



施設の統合

崩沢系送水管φ150・L=2,750mの新設ほか



高水圧・低水圧の解消

各配水系統に減圧弁を新設（常盤・松崎ほか）



機械・電気計装の更新

機械・電気設備を継続的に更新



管路の更新

送配水管を継続的に更新

施設整備事業費： R9年度 約5.5億円 / R10年度 約3.6億円 / R11年度以降も年2～2.3億円規模の事業が続く見込みです。

料金を計算する期間を決める

将来の投資計画をふまえ、料金のもとになる費用を計算する期間（料金算定期間）を設定します。

料金算定期間とは？

料金算定期間（りょうきんさんていきかん）

＝ 料金のもとになる費用を計算する対象期間のこと。

財政計画の期間などをふまえ、水道料金算定要領では3～5年を基準に設定することとされています。

期間を区切ることで、その間に必要な費用と収入を見比べ、料金が適正かどうかを判断できます。



今回の料金算定期間

令和9年度～令和11年度

3年間

（一般的に3～5年で見直し）

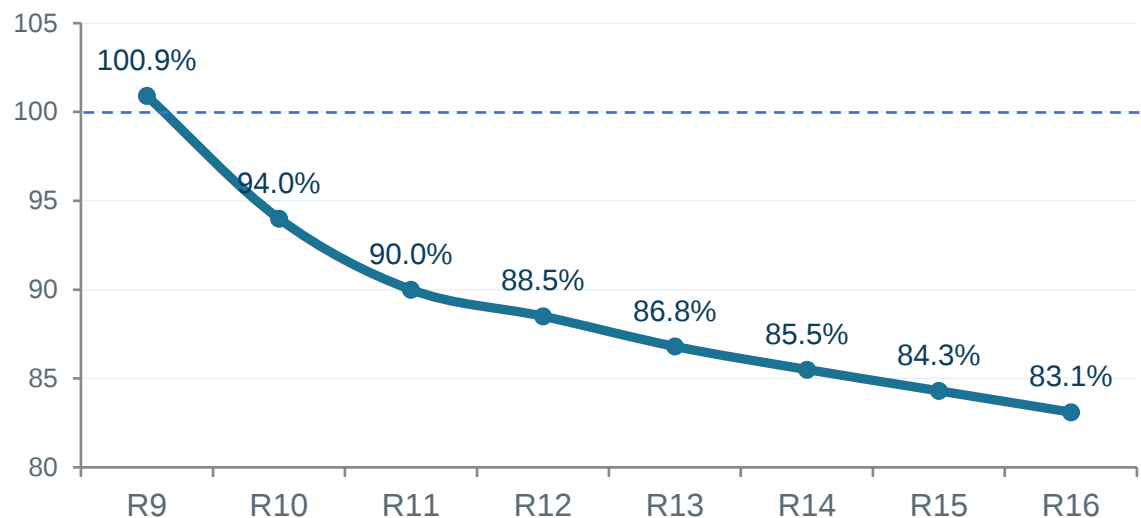
STEP 3 | 将来の見通し①

7

このままでは収入が足りなくなる (別紙収支シミュレーション参照)



料金回収率（費用に対する収入の割合）は、現行料金のままだと年々低下していきます。



100%を下回ると、料金収入だけでは費用をまかなえない状態です。

料金算定期間（R9～R11）の3年間合計

単位：千円

料金収入 **1,114,836**

経常収益（全体の収入） **1,532,164**

経常費用（全体の支出） **1,348,169**

料金収入だけで見た場合の不足見込み

約 **2.3 億円** 不足

料金のもとになる費用の算出方法

料金で回収すべき費用（料金対象原価）の算出には、2つの方式があります。

総括原価方式

採用

（必要な費用を積み上げて計算）

- 営業費用に、資本費用(支払利息＋資産維持費)を加えて算定。
- 資産維持費＝施設の計画的な改修・更新等に必要な費用。
- 将来の更新財源を料金に反映でき、電気・ガス事業でも採用。

資金収支方式

（現金の出入りだけで計算）

- 算定期間中のすべての現金収支を積み上げて算定。
- 資金面で支障が生じない範囲で料金を設定。
- 更新事業を先送りしている場合、適正な算定とならない。



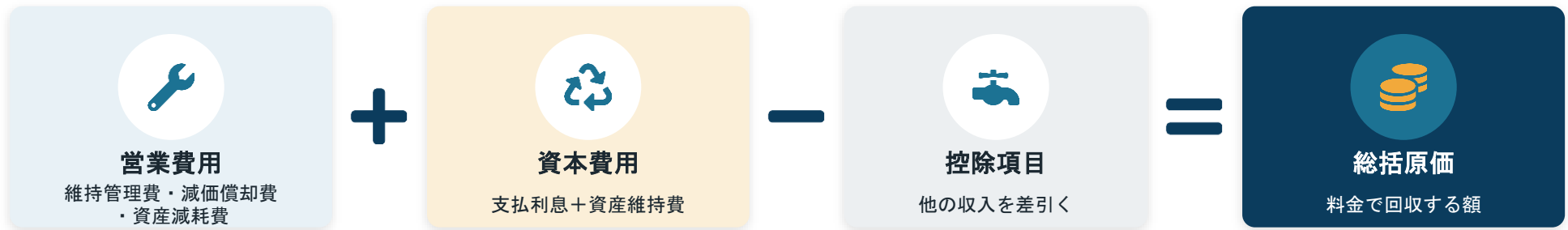
本市の採用方式 将来の施設更新に必要な財源をきちんと確保できる「**総括原価方式**」を採用します。

※直近で料金改定された、白馬村、松本市等でも採用されています。

STEP 4 | 費用の考え方②

総括原価は3つの要素でできている

料金で集めるべき費用（総括原価）は、次の3つを組み合わせで計算します。



R9～R11の総括原価の内訳（資産維持費3%の場合・単位：千円）



ポイント：「資産維持費」とは？



資産維持費（しさんいじひ） = 将来、水道管や施設を更新するために、あらかじめ料金に含めて積み立てておく費用。

なぜ必要なの？

- 物価上昇により、昔の建設費（減価償却費）だけでは同じ施設を更新できなくなっています。
- 施設の高度化により、更新時の工事費はさらに増える傾向にあります。
- 料金にきちんと含めておかないと、更新時に財源が不足し、安定した水道経営に支障が出ます。

積み立てる割合の基準

日本水道協会の基準では **対象資産の 3%** が目安。
料金への影響をふまえ、本資料では1%・2%・3%の3つのケースで試算し、比較します。
なお、水道ビジョンの収支計画では1%としています。

維持費 3%の
総括原価

1,583,195

千円

維持費 2%の
総括原価

1,422,210

千円

維持費 1%の
総括原価

1,261,224

千円

（総括原価）

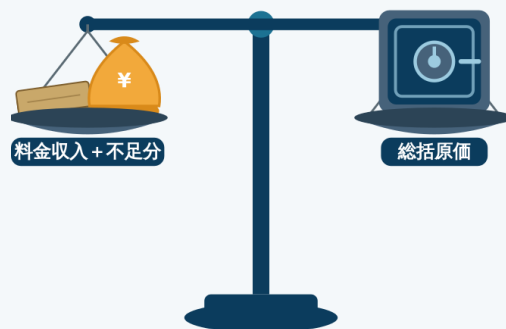
不足分を補えば、収支がつり合う (別紙料金改定シミュレーション参照)

料金収入だけでは総括原価に足りません。不足分（料金改定で補う分）を加えることで、収支がつり合います。

● 料金収入（お札） ● 不足分・改定で補う分（円袋） ● 総括原価・資産維持費を含む（金庫）

資産維持費 3%

※ 協会基準どおり



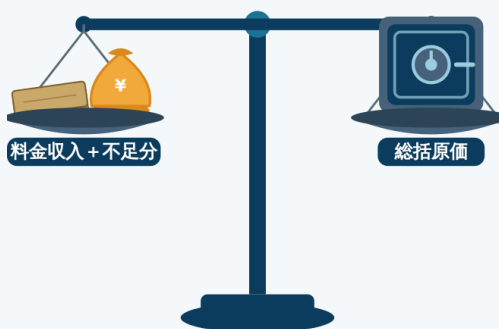
つり合わせるために必要な分

不足額 約469,000 千円

必要改定率 **42～43 %**

資産維持費 2%

※ 標準的な備え



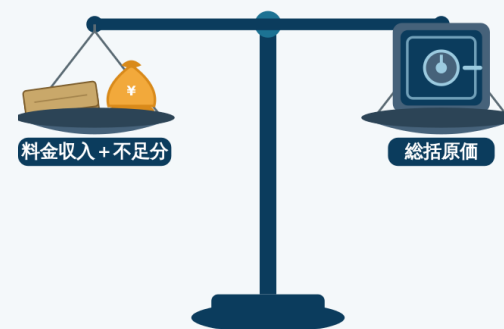
つり合わせるために必要な分

不足額 約308,000 千円

必要改定率 **27～28 %**

資産維持費 1%

※ 最小限の備え



つり合わせるために必要な分

不足額 約147,000 千円

必要改定率 **13～14 %**

※ 料金収入（1,114,836千円）に不足分を加えると総括原価とつり合います。

改定により、一般家庭13mmで50㎡使用した場合（2ヶ月、税込み）、3%で3,000円、2%で2,000円、1%で1,000円程度の増となる見込みです。